

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 第三期中期目標と中期計画（素案）の対比

第三期中期目標（素案） <small>※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）</small>	第三期中期計画（素案）
<p>【目次】</p> <p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p> 1 質の高い医療の提供</p> <p> 2 質の高い医療を提供するための基盤整備</p> <p> 3 患者や家族、地域から信頼される医療の提供</p> <p> 4 県の施策との連携</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p> 1 適正な業務の確保</p> <p> 2 業務運営の改善及び効率化</p> <p> 3 収益の確保及び費用の節減</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p> 1 人事に関する計画</p> <p> 2 施設整備・修繕に係る計画の検討</p>	<p>【目次】</p> <p>前文</p> <p>第1 中期計画の期間</p> <p>第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p> 1 質の高い医療の提供</p> <p> 2 質の高い医療を提供するための基盤整備</p> <p> 3 患者や家族、地域から信頼される医療の提供</p> <p> 4 県の施策との連携</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p> 1 適正な業務の確保</p> <p> 2 業務運営の改善及び効率化</p> <p> 3 収益の確保及び費用の節減</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p> 1 人事に関する計画</p> <p> 2 施設整備・修繕に係る計画の検討</p> <p> 3 長期借入金の限度額</p> <p> 4 積立金の処分に関する計画</p>

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

前文

（背景）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年度の法人設立以降、本県における保健医療施策として求められる高度・専門医療の提供や地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的に、県立5病院（足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター、循環器呼吸器病センター）を運営している。

（第二期中期目標期間の評価・課題）

平成27年度から令和元年度までの第二期中期目標期間には、全国で5番目となる重粒子線治療施設をがんセンターに導入したほか、第一期に整備した新病院の機能や、多様な採用方法により確保した人材を効果的に活用し、県民にさらに進歩した医療を提供することができた。

一方、経営基盤の強化については、経営目標を達成することが困難な見込みであり、抜本的な経営改善に早急に取り組む必要がある。

（第三期中期目標における病院機構の基本的な役割）

第三期となる令和2年度からの5年間は、急激な少子高齢化の進展に伴い、人口構造や疾病構造が変化し、医療ニーズのさらなる多様化が進むと見込まれる。

こうした中、病院機構においては、地域における医療機能の分化及び連携をさらに進めながら、引き続き①高度・専門医療の提供、研究開発、②広域的な対応が必要な救急医療、災害時医療、感染症医療等の提供、③地域だけでは実施が困難な医療の提供、④医療従事者の人材育成などの基本的な役割を担い、県民の目線に立った心あたたかい医療、県民から信頼される安全・安心で質の高い医療を、安定的に提供していくことが求められる。

（長期的展望）

さらに2040年（令和22年）頃には、人口が急減する中、高齢化率がピークとなるなど、これまで経験したことのない局面を迎えることが見込まれており、病院機構が将来にわたり、県民に求められる医療を的確に提供していくためには、経営基盤の確保とともに、新たな時代を見据えた医療機能や提供体制について不断の見直しを行う必要がある。

（第三期中期目標の方向性）

そこで、病院機構の第三期においては、引き続き県の医療政策における役割を着実に果

第三期中期計画（素案）

前文

（調整中）

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

たしつ、これまで以上に法人の自主性・自律性を発揮して、PDCAサイクルが適切に機能する効果的な運営を行い、県民の信頼と期待に応える医療を継続して担うことのできる基盤を確立することを強く求めるものであり、以下、第三期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 質の高い医療の提供

県の保健医療施策として求められる高度・専門医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的に、各病院の役割と特性を生かした運営をすること。

(1) 足柄上病院

県西医療圏の中核的な総合医療機関として、地域の特性やニーズに対応した総合的な医療や高度・専門医療、救急医療、産科医療等を提供すること。

第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院として感染症医療を担うこと。

災害拠点病院、神奈川DMAT指定病院として、災害に備えた体制の充実強化に努めること。

臨床研修指定病院として、人材の育成を図ること。

地域包括ケアシステムの推進及び地域連携の強化に向けた取組みを推進すること。

第三期中期計画（素案）

第1 中期計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 質の高い医療の提供

各病院が求められる、高度・専門医療の提供や地域医療の支援等の役割を果たすため、次のとおり、医療の提供や機能の充実強化に取り組む。

(1) 足柄上病院

- ・ 県西地域の中核的な総合病院として、引き続き救急医療を提供するほか、高齢化の著しい進展に対応し、県内の総合診療科の取組みをけん引している強みを生かし、地域ニーズに沿った医療の提供を充実させる。
- ・ 内視鏡や人工関節といった専門的分野のセンター化など、医療ニーズが高い部門の強化を図る。
- ・ 産科医療や小児科医療について、小田原市立病院と連携しながら、地域のニーズを踏まえた医療等を提供する。
- ・ 第二種感染症指定医療機関及びエイズ治療拠点病院として専門的な感染症医療や、新型インフルエンザ等の新たな感染症に対する医療を適切に提供する。
- ・ 災害拠点病院及び神奈川DMAT指定病院としての体制を充実強化する。
- ・ 臨床研修指定病院として、医師の研修受入れを実施するとともに、他の医療従事者の研修受入れを積極的に実施し、地域の医療従事者の確保につなげる。
- ・ 地域包括ケアシステムの推進を支援するため、地域医療支援病院の承認を目指すとともに、地域の医療機関や在宅療養を支援する機関との連携を強化する。

【記載検討中：手術件数、救急に関する数値】

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

（2）こども医療センター

県内唯一の小児専門総合病院として、小児の高度・専門医療を担うこと。

福祉施設を併設した小児総合病院として、障害児入所施設を運営すること。

小児がん拠点病院として、小児期及びAYA世代のがん患者への診療や支援を充実するとともに、小児がん治療を行う医療機関との連携体制の構築に取り組むこと。

総合周産期母子医療センター及び小児救急システム三次救急医療機関として、周産期救急医療や小児救急医療の充実に努めること。

小児の難病や希少疾患、児童精神科やアレルギー疾患等、他の医療機関では対応が困難な分野の医療の充実に努めること。

小児の緩和ケアや医療的ケア児への支援、在宅医療への支援、移行期医療への支援等のさらなる充実に努めること。

（3）精神医療センター

一般の精神科では対応困難な専門性の高い精神科医療を提供すること。

精神科救急の基幹病院として、精神科救急・急性期医療の充実に努めること。

早期の社会復帰を支援する医療提供体制の充実に努めること。

依存症治療拠点機関として、依存症に関する取組みの情報収集及び情報発信を行うなど、県における依存症の医療連携体制の拠点としての役割を担うこと。

第三期中期計画（素案）

（2）こども医療センター

・ 県内唯一の小児専門総合病院として、小児の心疾患や先天性異常などに対する手術や難治性疾患等に対する高度・専門医療を実施する。

・ 国内でも有数の、福祉施設を併設した小児総合病院として、医療的ケアの必要な患者を積極的に受け入れる。

・ 小児がん拠点病院として、先進的な集学的治療に取り組むとともに、AYA世代のがん患者に対しても、小児がん連携病院等と連携を図りながら、適切に医療や支援を行う。

・ 高度な特殊・専門医療が必要な小児三次救急を実施するとともに、総合周産期母子医療センターとして、積極的に重症患者を受け入れる。

・ アレルギー疾患医療拠点病院として、アレルギーセンターを設置するなど、地域の医療機関と連携し、難病や希少疾患等の診療や情報提供、人材育成等を実施する。また、児童虐待など特に専門性の高い分野については、地域の医療機関や行政機関等と連携し、適切に対応する。

・ 小児の総合的な緩和ケアを推進するとともに、医療的ケアの必要な患者の退院在宅支援を円滑に行うため、入退院支援体制の整備を行う。また、研修の実施などを通じ、地域の医療機関等の医療ケアスキルの向上への支援を行うとともに、連携を強化する。

・ 成人移行期医療については、成長に伴い変化する患者ニーズに対応するため、成人期の医療機関との連携や成人移行期支援外来の設置を検討する。

【記載検討中：手術件数、周産期医療、小児がん医療に関する数値】

（3）精神医療センター

・ 県の精神科中核病院として、思春期医療のほか、ストレスケア医療、依存症医療、医療観察法医療等の高度・専門医療の提供を行う。また、治療に伴う身体拘束については、引き続き適切に対応を行う。

・ 精神科24時間救急の基幹病院として精神科救急・急性期医療を実施する。

・ 地域の医療機関や福祉施設、行政機関等との連携・機能分担の強化に加え、訪問看護などを行うことで、患者の地域移行や社会復帰に向けた取組みを積極的に進める。

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

（４）がんセンター

都道府県がん診療連携拠点病院として、また、県のがんゲノム医療の中核的病院として県内の医療機関との機能分担や連携・協働を推進し、本県のがん医療の質の向上を図るとともに、がん診療の人材を育成すること。

手術療法、放射線療法及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療のさらなる質の向上に努めるとともに、がんゲノム医療、がん免疫療法などの最先端医療や最新技術の活用と臨床研究の推進により、より高度で先進的ながん医療を提供すること。

特に重粒子線治療については、がん専門病院に併設された世界初の施設として、治療患者数や対象疾患の拡充を図るとともに、医療分野における国際交流や国際貢献に寄与する観点から医療インバウンド等に取り組むこと。

在宅医療も含めた緩和ケアや漢方薬などの支持療法、がんリハビリテーションの提供など、患者の生活の質を高める取組みを推進すること。

がんとの共生を支えるため、アピアランスケアや就労支援等の相談対応や患者支援機能の充実に取り組むこと。

小児がん患者のフォローアップやAYA世代がん患者への支援を進めるとともに、高齢者のがん対策の充実など、年代に応じた適切ながん医療の提供に取り組むこと。

県と連携して、がん登録の着実な実施を図ること。

県内がん医療の拠点としての役割を果たしていくため、より高度な医療の提供と、機能の充実に努めること。

（５）循環器呼吸器病センター

循環器・呼吸器病の専門病院として、高度・専門医療と救急医療を提供すること。

第三期中期計画（素案）

- ・ 依存症治療拠点機関として、依存症に関する取組みの情報発信や医療機関対象とした研修を実施する等、県内の依存症医療の強化を図っていく。

【記載検討中：精神科専門医療、救急医療に関する数値】

（４）がんセンター

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院として、手術療法、放射線療法及び免疫療法を含むがん薬物療法による集学的ながん医療の質の向上に努め、治療実施件数の増加を図るとともに、医師等を対象とした研修の実施や協議会設置など、県内の医療機関との機能分担や連携・協働を行う。また、より高度な医療を提供するため、特定機能病院の承認を目指す。

- ・ がんゲノム医療拠点病院として、最新のがんゲノム医療を提供する。

- ・ 重粒子線治療の診療体制を充実強化し、治療件数を増加させるとともに、臨床研究所をはじめとした複数の部門や他の重粒子線治療施設と協同し、新たな治療方法の開発を推進する。また、重粒子線治療装置を活用し、医療分野における国際交流や国際貢献に寄与する観点から医療インバウンド等に取り組む。

- ・ 患者のADLやQOLの向上及び早期社会復帰を支援するため、リハビリテーション部門の積極的な介入や専門的な緩和ケア、漢方薬などの支持療法の提供を行う。また、がんとの共生を支えるため、アピアランスケアや就労支援などの多様な相談への対応に取り組む。

- ・ 小児がん患者のフォローアップやAYA世代がん患者特有の相談等の患者支援を行う。

- ・ 高齢のがん患者、合併症を有するがん患者への対応として、循環器疾患や透析への対応ができる他の医療機関との連携体制の整備を検討する。

- ・ 国や県のがん対策に資するため、全国がん登録及び院内がん登録を着実に実施する。

【記載検討中：手術件数、放射線療法、薬物療法に関する数値】

（５）循環器呼吸器病センター

- ・ 循環器疾患全般において、急性期医療からリハビリテーションまでを含めた総合的

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

結核指定医療機関として結核医療を継続すること。
循環器病対策基本法に対応し、迅速な医療の提供や重症化の防止など総合的な取組みを推進すること。

（6）各病院の病床数について

当初目標の病床数は次表のとおりとし、地域の医療状況の変化に応じて適宜、見直すこと。

病院名	病床数（※）
足柄上病院	296
こども医療センター	430
精神医療センター	323
がんセンター	415
循環器呼吸器病センター	239

※許可病床数

2 質の高い医療を提供するための基盤整備

（1）人材の確保と育成

多様な採用方法などにより、質の高い人材の確保に努めること。
職員のキャリアプランの充実が図られる仕組みをつくり、人材育成機能を充実すること。
専攻医や実習生、研修生の積極的な受入れ、地域の医療従事者との相互研

第三期中期計画（素案）

- な医療を提供する。
- 呼吸器疾患全般に対し、診療体制の充実を図るとともに、肺がんに対する低侵襲手術の実施など、総合的な医療を提供する。
 - 特に、間質性肺炎といった呼吸器分野の難病患者等に対し、各々の病態に合わせ、多職種によるチーム医療を提供する。
 - 徹底した服薬管理が必要な、多剤耐性結核対策等を含めた総合的な結核医療を実施する。
 - 循環器病対策基本法で求められている、患者の予後やQOLの改善、循環器病の予防に対応し、迅速な医療の提供や重症化防止などの取組みを推進する。

【記載検討中：手術件数、リハビリテーション、薬物療法などに関する数値】

2 質の高い医療を提供するための基盤整備

（1）人材の確保と育成

- 連携協力のある大学の医局ローテーションのほか、公募などにより、質の高い医療の提供に必要な医師を確保する。
- 養成機関との連携、就職説明会への参加、採用試験の工夫・改善などにより、質の高い医療の提供に必要な看護師を確保する。

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

んや研修の実施などを通じて、医療従事者の人材育成に貢献すること。
経営の専門性を有した事務職員の育成に計画的に取り組むこと。

（2）地域の医療機関等との機能分化・連携強化

地域包括ケアシステムの推進や、地域医療構想の実現に向けて、地域の医療機関等との機能分化や連携強化をさらに進めること。

患者の円滑な退院や在宅医療への移行を支援する取組みをさらに進めること。

第三期中期計画（素案）

- ・ レジデント制度の活用や職種ごとの実態に合わせた採用試験を行うことにより、質の高い医療技術職員や事務職員を確保する。
- ・ 事務職員については、人材育成アクションプログラムを基に研修メニューの更なる充実を図る。医療技術職員等については、人材育成の考え方の整理を進め、研修の充実、強化等に取り組む。また、OJTを通じて計画的な人材育成を進める。
- ・ 質の高い医療を提供するため、クリニカルラダーにより、看護師の人材育成を図るとともに、専門看護師、認定看護師及び認定看護管理者等の増加、特定行為に係る看護師の養成を推進する。
- ・ 職員の意欲を引き出し、能力を高めるため、県立病院機構内からの公募を実施するとともに、他団体との人事交流の実施を検討する。
- ・ 新専門医制度における基幹病院として、専攻医の計画的な受入れと育成に取り組む。
- ・ 足柄上病院においては、研修プログラムとして看護師の特定行為研修の実施を検討する。
- ・ 職員の経営意識を高めるため、課題別の経営分析を推進する。
- ・ 管理職に対して、病院経営に対する高い経営感覚を身に付けるための研修を実施することに加え、事務職員についても、診療報酬事務や病院経営に関する深い専門知識や高い経営感覚を身に付けるため、計画的な人事異動や専門研修を実施する。

【記載検討中：専攻医、看護師の採用に関する数値】

（2）地域の医療機関等との機能分化・連携強化

- ・ 地域における中核医療機関又は高度・専門医療機関として求められる役割を果たし、県民が急性期から在宅医療・介護まで一連のサービスを切れ目なく受けることができるよう、医療機器の共同利用や地域の医療機関等向けの研修会などの開催を含め、地域の医療機関等との機能分化や連携強化を推進する。
(足柄上病院)
- ・ 地元医師会や市町などの関係機関を含め、地域の医療機関や在宅療養を行う施設等と必要な情報を共有しながら、地域包括ケアシステムの推進に努める。
- ・ 県西地域の中核的な総合病院として、総合診療科を中心として地域の医療機関等と連携を行うとともに、地域医療支援病院の承認を目指す。

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

（3）臨床研究の推進

医療水準の向上及び医療人材の育成を目的に、中長期的に成果が県民に還元される臨床研究等に取り組むこと。

第三期中期計画（素案）

（こども医療センター）

- ・ 在宅医療を提供する機関の診療・医療技術の向上の支援を含めた連携体制を整備し、患者の在宅移行を推進する。

- ・ 地域の医療機関等との勉強会やカンファレンス、研修会を実施し、連携強化を図る。

（精神医療センター）

- ・ 地域の精神科医療機関等との機能分化の中で求められる患者の受入れを増やすため、長期入院患者を含めた患者の逆紹介を推進する。

（がんセンター）

- ・ 多くのがん患者に高度・専門医療を提供するため、緊急緩和ケア病床の活用や研修会等の開催も含め、地域の医療機関等との連携を強化する。

（循環器呼吸器病センター）

- ・ 在宅療養を行う施設や訪問看護師への支援、医療機関への訪問活動などにより、地域の医療機関との連携を強化する。

【記載検討中：地域連携に関する数値】

（3）臨床研究の推進

- ・ より良い診断法や治療法を確立するため、臨床研究への支援体制や臨床研究法に適切に対応する体制を整備し、多施設共同臨床試験への参加や治験の実施などの臨床研究に取り組む。

（足柄上病院）

- ・ 高齢者医療の症例を幅広く持つという特徴を生かした臨床研究を推進する。

（こども医療センター）

- ・ 難治性の小児疾患に関する臨床研究を推進する。

- ・ 臨床応用を目指し、ゲノム医療等の最先端医療につながる研究を実施する。

（精神医療センター）

- ・ 依存症医療の分野で新しい治療モデルを模索するなど臨床研究を推進する。

（がんセンター）

- ・ がんの新たな診断・治療方法の開発を推進する。

- ・ 臨床応用を目指し、がんゲノム医療や免疫医療等の最先端医療につながる研究を

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

（４）ICTやAIなどの最先端技術の活用

ICTやAIなどの最新・最先端の医療技術を効果的に導入・活用し、質の高い医療の提供に努めること。

3 患者や家族、地域から信頼される医療の提供

（１）医療安全対策の推進

患者の安全を守り、患者が安心して医療を受けられるよう、院内感染対策を含め、医療安全対策を引き続き推進すること。

第三期中期計画（素案）

施する。

（循環器呼吸器病センター）

- ・ 間質性肺炎や肺がん、循環器疾患の臨床研究を推進する。

（こども医療センター・がんセンター）

- ・ 小児がん、AYA世代のがんについて臨床研究を進める。

【記載検討中：臨床研究に関する数値】

（４）ICTやAIなどの最先端技術の活用

ア ICTの活用

- ・ 電子カルテシステムや地域医療連携ネットワークシステム、遠隔医療技術を活用し、効果的・効率的な医療を提供する。
- ・ 国や県等が行う医療・介護分野での関係機関のネットワーク化及びデータの利活用事業に協力する。

【記載検討中：地域医療連携ネットワークに関する数値】

イ AIを活用した医療への取組み

- ・ AIによる診断補助システムなどを導入し、より正確で質の高い医療を提供する。
- ・ 各病院の機能や蓄積された情報を活用し、関連機関と連携してAI医療機器の開発研究等に協力する。

3 患者や家族、地域から信頼される医療の提供

（１）医療安全対策の推進

- ・ 医療事故を防止するため、医療安全管理に対する取組みを引き続き推進する。不測の事態が発生した場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、再発防止対策の徹底を図る。
- ・ 院内感染の発生予防及び拡大防止のため、発生状況の把握や感染源及び感染経路に応じた適切な対応を行う。

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

（2）患者満足度の向上と患者支援の充実

患者の目線に立った心あたたかい医療を提供するため、患者との信頼関係の構築に努め、十分な説明と同意のもと最適な医療を提供するとともに、患者のニーズを的確に把握し、患者満足度の向上に努めること。

多様な相談に対応するとともに、入院から退院までの一貫した支援をさらに充実すること。

診療内容を標準化し、良質な医療を効率的に提供するため地域医療機関も含めたクリニカルパスの作成を進めること。

各病院の診療内容等について、県民にわかりやすく情報提供するとともに、ホームページや公開講座などを通じて積極的に情報発信すること。

（3）災害時の医療提供

災害発生時には、各病院は「神奈川県保健医療救護計画」に基づき、医療救護活動などの対応を迅速かつ適切に行い、本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

医薬品や食料を備蓄し、建物などの定期的な点検を行うとともに、BCP（事業継続計画）の策定など、継続的に医療を提供する体制を整備すること。

県外の大規模災害発生時にも、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等を派遣するなど、積極的に協力すること。

第三期中期計画（素案）

【記載検討中：医療安全に関する数値】

（2）患者満足度の向上と患者支援の充実

- ・ 患者及び家族等の立場に立ったサービスを提供するため、研修等を実施し、職員の接遇能力の向上を図る。
- ・ 診療や検査、手術までの待機日数の短縮に向けた取組みを進める。
- ・ 外来診療や会計の待ち時間の短縮に努めるとともに、アメニティの向上による心理的負担感の軽減に取り組む。
- ・ 患者及び家族等が安心して診療を受けることができるよう、治療や生活上の問題、就労支援等の多様な相談に対応するなど、患者支援体制を充実する。
- ・ 医療者と患者間の対話を促進し、相互理解を深めて円滑な診療を推進するため、医療メディエーターを引き続き配置する。
- ・ 予定入院の患者に、入院前から多職種が必要な説明や支援を行い、安心して入院診療を受けることができる体制を整備する。
- ・ 入院前や入院初期の時点から、患者の退院調整を行い、必要な治療終了後、速やかに在宅移行や他の医療機関等への転院が図られる体制を整備する。
- ・ 診療内容を標準化し、良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの拡大や見直しを行う。
- ・ 疾患や予防等に関する県民の理解を深めるため、公開講座やホームページ及び広報誌等を通じた情報発信を積極的に行う。

【記載検討中：患者満足度、患者支援に関する数値】

（3）災害時の医療提供

- ・ 大規模災害発生時には、各病院において状況に応じた医療救護活動等を迅速かつ適切に行う。
- ・ 災害発生に備え、医薬品等の備蓄や設備・建物の定期的な点検・整備を行う。
- ・ 災害発生時などにおいても継続的に医療を提供することができるよう、BCP（業務継続計画）について、すでに整備済みの足柄上病院を除いて、全所属で整備する。
- ・ 足柄上病院は、災害拠点病院及び神奈川DMAT指定病院としての体制を充実強化

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

（４）感染症医療の提供

感染症の発症予防、まん延防止、適切な治療を行うため、関係機関と連携し、医療提供体制を確保すること。

新型インフルエンザ等の発生時には、関係機関と連携し、迅速な対応を図ること。

（５）第三者評価の活用

信頼される病院づくりを進め、内外に発信するため、各病院の取組状況を客観的に評価する制度等の活用を努めること。

４ 県の施策との連携

（１）県の施策との連携・協働

県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携して取り組むこと。

特に、超高齢社会を乗り越えていくため、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」の２つのアプローチを融合し、新たな社会システムの形成や健康寿命の延伸をめざして県が取り組む「ヘルスケア・ニューフロンティア」などの施策と、積極的に連携していくこと。

県民の医療ニーズの変化等に対応し、モデル事業の実施など、県が行う先駆的な取組みへの協力を努めること。

また、県が推進するSDGsや共生社会の実現などの趣旨を踏まえた運営を行うこと。

（２）将来に向けた検討

地域包括ケアシステムの推進及び地域医療構想の実現はもとより、医療ニ

第三期中期計画（素案）

する。（再掲）

- ・ こども医療センター及び精神医療センターは、DPAT活動に対する協力を継続する。

（４）感染症医療の提供

- ・ 感染症対策として、標準的な予防策及び発生時の初期対応を徹底する。
- ・ 新型インフルエンザなどの新たな感染症に対しては、関係機関と連携しながら、各病院の機能及び特性を生かした取組みを推進する。

【記載検討中：感染症医療に関する数値】

（５）第三者評価の活用

病院機能評価の認定を受けている病院以外の病院については、病院の取組状況を客観的に評価する制度の活用について検討を行う。

４ 県の施策との連携

（１）県の施策との連携・協働

- ・ 神奈川県が推進する保健医療施策等の諸施策について、県と連携して取り組む。

（２）将来に向けた検討

- ・ 地域医療構想の実現への貢献や地域包括ケアシステムの推進への支援、医療ニ

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

ズの変化に的確に対応するため、長期的な視点のもと、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行うこと。

特に、足柄上病院及び循環器呼吸器病センターについては、病院の機能や地域における役割の検討に加え、医療資源の効率的な活用、地域の医療機関との機能分担・連携等について引き続き検討すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 適正な業務の確保

内部統制システムを整備し、コンプライアンスの遵守やリスクマネジメント、情報セキュリティの確保等、適切な業務運営を推進すること。

2 業務運営の改善及び効率化

P D C A サイクルを効果的に機能させるため、指標や目標値を適切に設定し、業務運営に取り組むこと。

医療機器等の整備については、費用対効果を勘案して計画的に実施するとともに、医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じて、機動的な対応を行うこと。

I C T などの最先端技術を活用することにより、業務運営の改善及び効率化を図ること。

5病院のそれぞれの特性を生かし、相互に連携を図りながら、より効果的・効率的な運営を行うこと。

3 収益の確保及び費用の節減

経営基盤の安定化に向けて、これまで以上に収益の確保と費用の節減に取り組む、自律的な病院経営を目指すこと。

各病院の特性に応じた施設基準等を速やかに取得するとともに、病床の効率

第三期中期計画（素案）

の変化へ対応するため、国等の動向に留意しながら、各病院の機能や地域における役割について、継続的に検討を行う。

・ 足柄上病院及び循環器呼吸器病センターについては、外部有識者や地域の関係機関などの参画を得て、引き続き、地域における病院の機能や役割、地域の医療機関との機能分担や連携等について検討を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 適正な業務の確保

・ 法令等を遵守しつつ業務の適正を確保するため、内部統制委員会や契約監視委員会の開催など、内部統制に取り組むとともに、コンプライアンス委員会の開催や、各所属における職員向け相談窓口の運営など、コンプライアンス推進に係る取組みを着実に実施する。

2 業務運営の改善及び効率化

- ・ 医療ニーズの変化や医療技術の進展に応じて、高度・専門医療を提供していくため、医療機器等については、経営改善により財源を確保し、計画的に整備を進めていく。
- ・ 特に、高額医療機器の購入にあたっては、機器ごとに稼働件数の目標値を設定し、定期的に目標達成状況の検証を実施する。
- ・ 事務部門を中心に、I C T などの最先端技術を活用した業務改善を行い、法人運営の効率化を図る。
- ・ 各病院の医師が他の県立病院の診療を支援し、治療件数の増加を図る。
- ・ こども医療センターとがんセンターの連携による、小児がん患者への重粒子線治療の提供や、こども医療センターと精神医療センターの連携による思春期医療の提供など、各病院が連携して適切な医療を提供する。
- ・ 効果的・効率的な運営を図るため、各病院間で、患者の画像共有ができるような体制の整備や医療機器を共同で利用することについて検討する。

3 収益の確保及び費用の節減

- ・ 収益を最大化し、収入の範囲内で質の高い医療を提供するため、収入に見合った「身の丈に合った予算」に基づき、計画的に病院経営を進める。
- ・ 各病院の特性に応じた施設基準等を適時に取得し、病床を効率的に運用することで計画

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

的な運用に努め、収益の確保を図ること。

給与費や材料費等に係る経営指標の活用や、収支見込みの精査と予算執行の進捗管理、適切な経営状況の分析等により、費用の適正化に努めること。

診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

診療報酬によらない料金の設定については、原価や周辺施設との均衡などを考慮し、適時、適切な改定に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた取組みを着実に実施することで、財務内容の改善を図り、安定した経営基盤の確立に取り組むこと。

次の経営目標の達成に努めること。

〈経営目標〉

- ・ 経常収支比率を100%以上
- ・ 医業収支比率は第二期を上回る
- ・ 各年度において資金収支の均衡を達成
- ・ 繰越欠損金の縮減

※経常収支比率＝(営業収益+営業外収益)÷(営業費用+営業外費用)

※医業収支比率＝医業収益÷医業費用

第三期中期計画（素案）

の収益目標を確実に達成するため、経営分析機能を強化し、病院の経営改善に向けた取組みを推進する。

- ・ 重要業績評価指標KPIを用いた数値目標管理の手法を取り入れ、マネジメント層が協同して計画の進捗管理を行う。
- ・ KPIを用いた定期的なモニタリングを通じて、業績に応じた人員体制の見直しや、委託料の削減等を進めることで、収益の範囲で費用の適正化を図る。
- ・ 特に、医事事務委託については、チェック体制の強化や専門人材の育成等の観点から、職員配置と合わせて見直しを検討する。
- ・ 共同購入対象品目の拡大や後発医薬品の積極的な導入等の取組みにより、費用削減を進める。
- ・ 経営分析機能を強化し、診療報酬請求漏れの防止や、未収金の滞納発生防止及び早期回収の取組みを推進する。
- ・ 診療報酬によらない料金については、患者負担や周辺類似施設との均衡を考慮し、適時・適切な改定に努める。

【記載検討中：患者数等経営指標に関する数値】

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- ・ 前項で定めた計画を確実に実施するため、別に策定する経営改善計画に基づき、業務運営の改善及び効率化を進め、安定した経営基盤を確立する。

〈経営目標〉

- ・ 第三期中期計画期間の最終年度には、県立病院機構全体の経常収支比率を100%以上とする。
- ・ 中期目標期間を累計し、医業収支比率を（調整中）%以下とする。※第二期累計比率。
- ・ 各年度において資金収支の均衡を達成する。
- ・ 第三期中期計画期間内に、繰越欠損金を縮減する。

※ 経常収支比率＝(営業収益+営業外収益)÷(営業費用+営業外費用)

※ 医業収支比率＝医業収益÷医業費用

第三期中期目標（素案）

※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）

第三期中期計画（素案）**第5 その他業務運営に関する重要事項****1 人事に関する計画**

質の高い医療を効率的に提供するため、給与費等に係る経営指標に留意しつつ、適正な人員配置に努めること。

職員のやりがいを高め、能力を十二分に発揮できるよう、情報の共有化やコミュニケーションの確保を進め、職員が働きやすい環境の整備や、組織の活性化に努めること。

ワーク・ライフ・バランスの向上等に向け、働き方改革の取組みを推進すること。

法人の人事・給与制度について、法人の業績や社会情勢などを踏まえ、検討を行うこと。

(2) 短期借入金の限度額**ア 限度額**

3,000百万円

イ 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

(3) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

(4) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入に充てる。

(5) 料金に関する事項

(調整中)

第5 その他業務運営に関する重要事項**1 人事に関する計画**

- ・ 質の高い医療を提供するため、医療人材の確保に努めるとともに、職員の増員に際しては、費用対効果の観点から十分に検証するなど、適正な人員配置に努める。

- ・ 所属長による情報共有の機会を設けるとともに、理事長等による職員との意見交換会を実施し、コミュニケーションの促進に努める。

- ・ 関係職種間での適切な役割分担、多職種が参加するカンファレンスの実施などのチーム医療を推進し、働きやすい環境を整備しながら、職員のやりがいを高め、患者サービスや医療の質を上げる取組みを進める。

- ・ 職員を表彰する制度により、職員の業務改善に向けた意識の醸成を図るとともに、職員の提案を病院運営に反映させる。

- ・ 働き方改革の取組みを推進するため、仕事のやり方の見直し、タスクシフトの推進など、業務の効率化を徹底するとともに、職員の業務に対する意識啓発に取り組み、職員がより働きやすい環境を整えていく。また、医師については、病院運営に影響が生じないよ

<p style="text-align: center;">第三期中期目標（素案） ※パブリックコメント開始時点（2019.09.13）</p>	<p style="text-align: center;">第三期中期計画（素案）</p>
<p>2 施設整備・修繕に係る計画の検討 計画的に施設整備・修繕を進めるため、老朽化の状況や法人の経営状況等を総合的に勘案しながら、各病院の施設整備・修繕に関する中長期的な計画を検討すること。</p>	<p>う、国等の動向を踏まえながら検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の経営状況や社会情勢等を踏まえつつ、国や都道府県、病院運営を行う独立行政法人等に係る情報収集を進め、適正な人事・給与制度に向けた検討を行う。 <p style="text-align: center;">【記載検討中：看護師の離職率等の数値】</p> <p>2 施設整備・修繕に係る計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各病院の施設について調査を実施し、老朽化の状況や経営状況等を総合的に勘案しながら、長寿命化を目指して計画的に施設の整備・修繕を実施する。 <p>3 長期借入金の限度額 総額（調整中）百万円 ※予算調整の結果を反映</p> <p>4 積立金の処分に関する計画 なし</p>